

新型コロナウイルス感染症の添付書面について（世田谷出張所）

法務省民事局第二課補佐官，事務連絡の本文記１（１）及び（２）の取り扱いについて

調査報告書に現場における配管等の画像を添付し，事務連絡「１（１）の又は」の規則９３条柱書に規定する調査報告書の記載例を次のとおりとする。

０８ 補足・特記事項欄

トイレ・（ユニットバス・浴室等）は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い，資材の供給が滞っているため部品が供給され次第（４月〇日予定）速やかに設置することを確認した。

また，完了検査は４月〇日頃を予定していることを確認しています。

事務連絡「１（２）の工事の施工者が作成した情報」の記載について

工事完了引渡証明書等の項目

・資材の供給について

トイレ（及びユニットバス）の設置について，配管工事は完了しているが新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い資材の供給が遅延しているため，資材の設置は供給され次第（４月〇〇日予定）速やかに設置します。

また，完了検査は４月〇〇日を予定しています。

＊ 定型の様式はありませんが，当出張所での対応は上記とします。